

第9回武蔵村山市農業委員会総会議事録

開催日 平成30年9月18日(火)

場所 市役所4階 401大集会室

議事日程

- 議案第1号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について
(申請件数 2件)
- 議案第2号 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨
の証明願について (申請件数 2件)
- 議案第3号 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について
(申請件数 1件)
- 議案第4号 農地利用集積計画に基づく経営規模拡大について
(申請件数 1件)
- 報告第1号 農地法第5条に係る会長専決処理について
(申請件数 11件)

応召委員(10名)

1番	川島 修	2番	内野 晴夫
3番	藤野 政彦	4番	石川 裕一
6番	榎本 英雄	7番	荒幡 善政
7番	荒幡 善政	8番	安彦 祥子
11番	朝倉 庄吉郎	12番	奥住 雄一
13番	田代 敏夫		

不応対委員(3名)

5番	伊藤 誠司	9番	高橋 文雄
10番	大口 貴司		

職務のため出席
した者(事務局)

事務局長	古川 敦司
事務局次長	本木 豊
事務局書記	進藤 博

午後4時03分開会

議長
(田代 敏夫君)

本日は、大変お忙しいところお集まりいただきまして、
誠にありがとうございます。

これより第9回農業委員会総会を開催いたします。本日の
出席委員は10名であります。武蔵村山市農業委員会総

会に関する規則第6条に基づく定足数に達しておりますので、本総会は有効に成立いたします。

それでは、議事録署名委員の指名ですが、議長の指名でよろしいでしょうか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

異議なしと認め、3番藤野政彦委員、11番朝倉庄吉郎委員以上2名の方をお願いいたします。

それでは議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認について」2件あります。

事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは、ご説明いたします。

相続税の納税猶予に関する適格者証明願いについて2件の申請がございました。

1件目、相続人の住所、氏名、被相続人の住所、氏名、土地の所在は記載のとおりで地目は畑になります。

理由は、平成30年6月4日申請人の叔父の死亡による相続であります。

2件目、相続人の住所、氏名、被相続人の住所、氏名、土地の所在は記載のとおりで地目は畑になります。

理由は、平成30年1月12日申請人の父の死亡による相続であります。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定による相続人であることを求める証明でございます。

なお、本申請に際し1番につきましては田代委員、2番につきましては川島委員による相続納税猶予制度に関する調査報告書がそれぞれ添付され、相続人が適格者であり、また特例適用農地の要件が具備されている旨の報告がされております。

以上でございます。

議 長
(田代 敏夫君)

ただ今、事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し協議しております。その結果を榎本部会長の報告してもらいます。

それでは榎本部会長、よろしくをお願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、
現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第1号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願
い承認について」2件ございます。

申請番号1番の農地でございますが、①～⑥の農地は
茄子、小松菜、ピーマン、柿、栗が栽培されておりました。

⑦～⑨の農地は、作付け準備中でした。⑩の農地は梅畑、
⑪の農地は栗畑でした。現地は適正に管理されており、問
題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、全て作付け準備中
でした。現地は適正に管理されており、問題はございませ
んでした。

以上のことから、議案第1号につきましては証明書の発
行はよろしいかと思えます。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺いま
す。はい、川島委員

1 番
(川島 修君)

2番の申請でございますが、現地を確認しておりますの
でよろしくお願ひいたします。

議 長
(田代 敏夫君)

1番の申請でございますが、本人が私の家に来て、話を
聞き現地調査をいたしました。

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第1号「相続税の納税
猶予に関する適格者証明願承認について」は承認したい
と思えます。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第1
号につきましては、承認することといたします。

次に議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経
営を行っている旨の証明願について」2件あります。

事務局
(本木 豊君)

事務局より説明いたさせます。

それでは御説明いたします。

議案第2号引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件ございます。

本件は、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地に係る農業経営を引き続き行っている旨の証明であります。

1件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成15年1月28日に相続し、前回調査は、平成27年8月17日になります。

2件目 相続人の住所、氏名、土地の所在地、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。理由は自ら農地として利用しているもので、平成6年3月9日に相続し、前回調査は、平成27年8月17日になります。

以上でございます。

議長
(田代 敏夫君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6番
(榎本 英雄君)

本日、午後2時から土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第2号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」2件あります。

申請番号1番の申請地の農地でございますが、栗、梅等が栽培されており一部準備中でした。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

申請番号2番の農地でございますが、先ほど議案第1号の申請番号2番と同じところとなります。現地は適正に管理されており、問題はございませんでした。

以上のことから、議案第2号につきましては証明書の発行はよろしいかと思います。

議 長
(田代 敏夫君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

はい、石川委員

4 番
(石川 裕一君)

1 番の申請地ですが、適正に管理しており問題はありません。

議 長
(田代 敏夫君)

2 番の申請地ですが、先ほどの議案第 1 号の 2 番と同一の農地でございます。

他に御異議等ございませんか。

委 員

なし。

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、議案第 2 号「相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」は証明書の発行をしたいと思います。御異議等ございませんか。

委 員

異議なし。

議 長
(田代 敏夫君)

ありがとうございます。異議ないようですので議案第 2 号につきましては、証明書を発行いたします。

次に議案第 3 号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」ですが、これは私に関する申請になりますので、ここで議長の職を職務代理の石川委員に代わります。

(職務代理石川委員と議長を交代)

4 番
(石川 裕一君)

議事を再開いたします。議案第 3 号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」 1 件あります。事務局より説明いたさせます。

事 務 局
(本木 豊君)

それでは御説明いたします。

議案第 3 号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」 1 件ございます。

本件は、租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定の適

用を受けている農地について、相続税の納税猶予の期間が満了となるため、農地の利用状況について確認を行うものでございます。

相続人の住所、氏名、土地の所在、地積は記載のとおりで、地目は畑になります。平成10年3月19日に相続し、納税猶予の期間満了日は、平成30年10月18日になります。

以上でございます。

4 番
(石川 裕一君)

ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。

それでは榎本部長、よろしく願いいたします。

6 番
(榎本 英雄君)

先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。

議案第3号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」1件あります。

申請地の農地でございますが、①～③農地はパイプハウスがあり小松菜、トマト等が栽培されており、一部作付け準備中でした。④⑤の農地は、白菜、大根が栽培されており一部準備中でした。⑥～⑧の農地は、里芋が栽培されており、一部準備中でした。現地は適正に管理されており問題はございませんでした。以上の事から、議案第3号につきましては、確認書の発行はよろしいかと思われま。

4 番
(石川 裕一君)

報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。

委 員

なし

4 番
(石川 裕一君)

御意見等ないようですので、議案第3号「相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認について」は、確認書を立川税務署に送付したいと思っております。御異議等ございませんか。

委員	異議なし
4番 (石川 裕一君)	<p>異議ないようですので議案第3号につきましては立川税務署に報告いたします。</p> <p>ここで議長の職を田代会長にお返しいたします。</p> <p>(田代会長議長席に)</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>議事を再開いたします。</p> <p>次に議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営拡大について」1件あります。</p> <p>事務局より説明いたさせます。</p>
事務局 (本木 豊君)	<p>それではご説明いたします。</p> <p>議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営拡大について」1件の申請がございました。</p> <p>利用権の設定を受ける者、利用権の設定をするものについては、記載のとおりとなります。設定期間は、平成30年10月1日から平成35年3月31日までです。</p> <p>以上でございます。</p>
議長 (田代 敏夫君)	<p>ただ今事務局より説明がありましたが、本件につきまして、先ほど土地利用部会を開催し、現地調査を行い協議しております。その結果を榎本部長に報告していただきます。</p> <p>それでは榎本部長、よろしく願いいたします。</p>
6番 (榎本 英雄君)	<p>先ほど土地利用部会を開催いたしまして、現地調査を行い協議した結果を報告いたします。</p> <p>議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営拡大について」1件あります。</p> <p>申請地の農地でございますが、作付け準備中でした。</p> <p>現地は適正に管理されており問題はございませんでした。借受人につきましては、既に市内の数か所で農地を借り受、農業経営を拡大している農家であります。</p> <p>以上の事から議案第4号につきましては承認してよろしいと思われます。</p>

<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>説明は終わりました。御意見等ございましたら伺います。</p>
<p>委 員</p>	<p>なし</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>御意見等ないようですので議案第4号「農地利用集積計画に基づく経営拡大について」は承認したいと思います。御異議等ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>異議なし</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>異議ないようですので議案第4号につきましては承認いたします。 次に報告第1号「農地法第5条に係る会長専決処理について」11件あります。事務局より説明いたさせます。</p>
<p>事 務 局 (本木 豊君)</p>	<p>それでは御説明いたします。 報告第1号農地法第5条に係る会長専決について11件ございます。 本件は、農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届け出であります。 譲受人、譲渡人の住所、氏名、土地の所在地、地積はそれぞれ記載のとおりでございます。地目はいずれも畑でございます。 転用目的は、1番から4番までがその他宅地、5番から7番までと9番が一般住宅、8番と11番が分譲住宅、10番が駐車場でございます。 以上でございます。</p>
<p>議 長 (田代 敏夫君)</p>	<p>報告は終わりました。御意見等ございましたら伺います。はい、榎本委員</p>
<p>6 番 (榎本 英雄君)</p>	<p>1番から4番までの届出ですが現地を確認しております。現地は区画整理区域内で宅地及び道路になっております。</p>

4 番
(石川 裕一君)

5 番、9 番の届出地は工事が始まっており、7 番の届出地には工事の看板があり、10 番は農地のままでした。

1 番
(川島 修君)

6 番、8 番の届出地について現地確認をしております。

議 長
(田代 敏夫君)

他に御意見等ございませんか。

委 員

なし

議 長
(田代 敏夫君)

御意見等ないようですので、報告第1号「農地法第5条に係る会長専決について」は終了いたします。

以上で、本日の議案審議は全て終了いたしました。

これをもちまして第9回総会を終了いたします。

大変ご苦労様でした。

午後4時24分閉会

上記会議の顛末を記載し署名する。

平成30年9月18日

会 長 田 代 敏 夫 ⑩

署名委員 朝 倉 庄吉郎 ⑩

署名委員 藤 野 政 彦 ⑩